

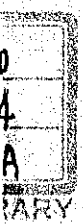
業務資料No400

荷物の一人旅

—移住者携行荷物、別送の手引き—

1976・11

国際協力事業団



ベ
レ
ン
レ
シ
ー
フ
ェ
サ
ン
パ
ウ
ロ
ポ
ル
ト
ア
レ
ク
レ
フ
エ
ノ
ス
ア
イ
レ
ス
サ
ン
タ
ク
ル
ー
ス
ア
ス
シ
オ
ン
参
考
資
料

600
1.38
Me2

ベ
レ
ン
レ
シ
ー
フ
エ
サ
ン
バ
ウ
ロ
ポ
ル
ト
ア
レ
ン
サ
ン
タ
ク
ル
ー
ス
ア
ス
シ
オ
ン
参
考
資
料

ま え が き

母国日本をあとにし、未知なる国・土地で新しい第2の人生を歩み出す移住者の皆さんは、その旅立ちの支度にも何かと不安の多い事と思います。

移住者の皆さんは安易な旅行者と違うことは申しあげるまでもありません。したがってその支度に当たっては、贅沢品はやめ出来る限り実生活に則した当座の生活必需品を揃えることに心がけねばなりません。

そこで携行荷物・別送荷物について一冊の本にしてみました。

移住者の皆さんに少しでも役に立てれば幸いです。

1976年11月

移住第二業務部長

JICA LIBRARY



101961863

国際協力事業団	
受入 月日	'84. 3. 15
登録No.	00396
	600
	234
	EIA

目 次

はじめに

1. 同時携行または別送方法	1
(1) 利点・欠点	1
(2) 事業団の取扱の方法	1
(3) 航空機・船送・郵便による別送料金運賃表	2
2. 携行または別送の原則と制限	6
(1) 原 則	6
(2) 制 限	6
3. 別送荷物の受入方法（船送の場合）	7
(1) 事業団扱い代理通関の場合	7
ア. 荷姿と量	7
イ. 通関業者の指定	8
ウ. 通 関 立 合	8
エ. 自主的代理通関への切替	8
オ. 荷物の紛失	8
カ. 荷物の輸送・引取り（支部別に記載）	8
キ. 通 関 状 況 （ # ）	8
ク. 経 費 （ # ）	8
ケ. 必 要 書 類 （ # ）	8
コ. そ の 他	8
(2) 自主代理通関の場合	9
ア. 通関業者の選定	9
イ. B/L（船荷証券）R. D. B.（引越荷物証明書）	9
ウ. 通 関 立 合	9
エ. そ の 他	9
4. 別送荷物の手続方法	9
(1) 荷物明細書（和文）の作成	9
(2) R. D. B.の取得	9
(3) B/L（船荷証券）の取得	9
(4) 到着地における通関業者への委任	9
(5) 荷物到着通知	10
(6) 通関手続申請	10
(7) 検査日の打合せ	10

レ
ン
シ
ー
フ
ェ
サ
ン
バ
ウ
ロ
ガ
ル
ア
レ
シ
レ
キ
カ
ス
カ
ス
カ
レ
キ
サ
ン
タ
ク
ル
リ
ス
ア
ス
ン
オ
ン
参
考
資
料

(8) 検査の実施	10
(9) 荷物の引渡し	10
参 考 例	10
5. 荷物明細書の作成要領および記載例	11
6. 荷物梱包上の注意事項	15
7. 伯国向荷物と R. D. B. との関係	16
(1) R. D. B. と伯国法令	16
(2) 通関時における税関吏の判断	16
(3) R. D. B. の手続方法	17
8. 各支部別必要事項	
(1) フ ラ ジ ル	21
ア. ベレン支部管内	21
イ. レンシェーフ支部管内	29
ウ. サンパウロ支部管内	33
エ. ボルトアレグレ支部管内	39
(2) アルゼンチン	43
ブエノスアイレス支部管内	43
(3) ポ リ ビ ア	47
サンタクルース支部管内	47
(4) バラグァイ	51
アスンシオン支部管内	51
9. 参 考 資 料	
渡航関係専門用語	55
別送荷物輸送経路	60
外国郵便料金表	61

1. 同時携行又は別送方法

航空機で渡航する皆さんの荷物の処理方法としては、次の5つの方法が考えられ、それぞれの利点と欠点をあげてみました。

(1) 利点・欠点

	方 法	利 点	欠 点
1	超過料金を支払って同時携行する。	渡航時に携行できるので便利。	運賃が非常に高くつく。
2	別送荷物として空送する。	短期間で輸送できる。	高い運賃となる。
3	" 船送する。	運賃が安い。	輸送に相当の日数を要する。
4	小包郵便として空送する。	①郵便局の窓口で簡単に発送できる。 ②本人が直接簡単に受領できる。	小量(10Kgまで) 紛失のおそれがある。
5	" 船送する。		

(2) 事業団の取扱い方法

5つの方法に対して事業団の取扱い方法は次の通りです。

	方 法	事 業 団 の 取 扱 い 方 法
1	超過料金を支払って同時携行する場合	無貨許容量内の携行品と同様に取扱われますので、受入側の通関も極めてスムーズに行なわれます。
2	別送荷物として空送する場合	1航空機移住者について1別送に取りまとめることを条件に空送による別送を認めることがあります。
3	別送荷物として船送する場合	1航空機便について事業団は1貨物船を別送用として指定しますので、事業団の指示に従い手続きして下さい。この方法は輸送費がやすく、まとまった量の輸送に適しています。
4	小包郵便として空送する場合	} 事業団では取扱いません。
5	小包郵便として船送する場合	

(3) 別送料金運賃表

ア. 航空機による場合

(ア) 運賃(1Kg当り)

昭和51年6月現在

行先地	最低料金	45Kg未満	45Kg以上	100Kg以上	200Kg以上	300Kg以上	400Kg以上	500Kg以上
サンパウロ	円	円	円	円	円	円	円	円
リオ・デ・ジャネイロ	7,389	2,868	2,161	1,975	1,859	1,602	1,572	1,359
ベレン	7,389	2,374	1,853	1,670	1,554	1,338	1,306	1,152
ブエノス・アイレス	7,389	2,972	2,280	2,102	1,984	1,717	1,685	1,480
アスンシオン	7,389	2,978	2,253	2,049	1,930	1,664	1,634	1,424
ポルト・アレグレ	7,389	2,806	2,161	2,034	1,916	1,661	1,631	1,412
レシーフェ	7,389	2,576	1,966	1,833	1,717	1,501	1,469	1,315
サンタ・クルース	7,389	2,682	2,025	1,847	1,732	1,486	1,454	1,273

- (イ) 通関料 2,480円
 (ロ) 取扱料(1件につき) 6,000円 100Kg以下
 (ハ) 航空保険料 30万円まで 2,000円以内
 (ニ) 査証料 翻訳枚数により異なりますが最低6,000円

(注) 運賃無料の携行荷物の制限重量は大人1人20Kgまでですが、この重量を超えて携行する場合、1Kgにつき1等片道旅客運賃の1%の割合で超過料金を払わなければなりません。

〔行先地別超過料金表〕

昭和51年3月現在

行先地	1Kgあたり料金	行先地	1Kgあたり料金
ベレン	4,581円	ポルト・アレグレ	4,842円
リオ・デ・ジャネイロ	4,803	アスンシオン	4,842
サンパウロ	4,803	サンタクルース	4,342
レシーフェ	4,803	ブエノス・アイレス	4,851

イ. 船舶による場合

(ア) 海上運賃(国別・陸揚港別)

輸送先	ブラジル (リオ・デ・ジャネイロ) (サン・トス) (リオ・グランデ)	ブラジル (ベレーン)
基本料金	1m ³ につき \$135.15	1m ³ につき \$135.15
最低料金	\$78.95	\$78.95
移住者割引	25%	25%
Direct Addition (ベレーンでの船待ち加算金)		\$17.5
Bunker Adjustment Factor (石油価格調整金)	14.7%	14.7%
Bunker Surcharge(石油価格調整金)		
Currency Adjustment Factor (通貨調整金)		
合計	\$116.26	\$118.27

輸送先	アルゼンチン バラグアイ (ブエノス・アイレス)	ポリビア (アリカ)
基本料金	1m ³ につき \$136.15	40才につき \$175.75
最低料金	\$79.65	\$76.25
移住者割引	25%	割引なし
Direct Addition (ベレーンでの船待ち加算金)		
Bunker Adjustment Factor (石油価格調整金)	15.5%	
Bunker Surcharge(石油価格調整金)		40才につき \$7.6
Bunker Adjustment Factor (通貨調整金)		0.6%
合計	\$117.94	\$184.45

註1. 最低料金による運賃計算の場合25%割引は適用されません。

註2. ポリビア移住者の荷物はアリカ(チリー国)荷揚の場合、アリカからラバスまで日本郵船に限り無料で陸送されることがあります。

(イ) 船積手数料

40才まで10,000円

40才を超える場合

20才増才毎に3,400円

(注) 40才は1m³より1割方大きい。1m³=35,325才

(ウ) 梱包手数料 (1才当り)

	30才以下	60才以下	100才以下
木箱梱包	550円	530円	510円
木枠梱包	480	420	—

(ク) 通関料

1件当り 2,480円

(カ) 倉庫保管料

1日 40才当り 85円

ただし、入庫から3日間は無料

(キ) 海上保険料

荷物の保険金額に対して 2.7%

(ケ) 荷物明細書翻訳、領事認証手数料 (領事認証料実費を含む。)

	携行荷物	別送荷物
ブラジル	最低料金 6,000円 (翻訳用紙の枚数により増額)	最低料金 6,000円 (翻訳用紙の枚数により増額)
パラグアイ	上記と同じ	上記と同じ
ボリビア	不要	最低料金 約13,000円 (翻訳用紙の枚数により増額)
アルゼンチン	不要	不要

[船舶に伴う経費合計例]

項目	陸場港 リオ・デ・ジャネイロ サントス リオ・グランデ	ベレーン	フエノス・アイレス (アルゼンチン) (パラグアイ)	アリカ (ボリビア)
海上運賃	34,878円	35,481円	35,382円	55,335円
船積料(40才)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
保険料(20万円として)	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
翻訳料(査証料を含む)	6,000円	6,000円	パラグアイのみ 6,000円	約18,000円
通関料	2,480円	2,480円	2,480円	2,480円
合計	58,758円	59,361円	59,262円	91,213円

ウ. 小包郵便による場合

外国小包郵便料金表（南米）

昭和51年1月現在

	航空便	船便		航空便	船便
0.5 Kg	2,600円	—円	5.5 Kg	14,600円	—円
1.0	3,800	1,750	6.0	15,800	3,000
1.5	5,000	—	6.5	17,000	—
2.0	6,200	2,000	7.0	18,200	3,250
2.5	7,400	—	7.5	19,400	—
3.0	8,600	2,250	8.0	20,600	3,500
3.5	9,800	—	8.5	21,800	—
4.0	11,000	2,500	9.0	23,000	3,750
4.4	12,200	—	9.5	24,200	—
5.0	13,400	2,750	10.0	25,400	4,000

〔用語解説〕

海上運賃（Ocean Freight）

荷物の容積によって計算され、 $1m^3$ （35.325才）が計算基礎です。又、最低料金（ $0.770m^3 = 27$ 才）が決まっており、27才以上の荷物でも27才分の料金を支払います。2 m^3 であれば1 m^3 の2.0倍というように容積に比例した率で計算されます。

更に陸揚国（港）により、石油価格調整金、通貨調整金、滞船料などが一定比率により加算されます。

海上保険料（Marine Insurance）

破損・盗難など All Risk で最終場所（家まで）の保険です。

荷物が届くまでには、梱包会社、通関業者、港湾荷物会社、船会社、到着地では、港湾荷物会社、倉庫会社、通関業者、運送会社など各種の業者の手を経て最終目的地まで届くわけですが、実際に事故が発生した場合、どの時点で発生したか判断できないことが多く、保険をかけないと損失は自己負担となることがあります。

又、船会社や各会社の明確な場合、運送約款で決められた非常に低額な保償になりますので、海上保険をかけることが必要です。

船荷証券（Bill of Lading = B/L）

一定の荷物を船積のために受取ったことを認証し、かつ、指定港においてその荷物を証券の正当な所持人に引渡すことを約束する有価証券です。

ベ
レ
ン
レ
シ
ー
フ
エ
サ
ン
バ
ウ
ロ
ポ
ルト
ア
レ
グ
レ
イ
キ
ナ
ス
オ
レ
グ
レ
サ
ン
タ
ク
ル
ト
ス
ア
ス
シ
オ
ン
参
考
資
料

即ち、船荷証券は運送品の受取りの認証、運送および引渡しを約束するもので当該品の船積後、発行されます。

通関業者 (Customs Broker)

税関検査を行う場合、携行荷物は本人が立会いことができますが、別送荷物はその手続が複雑なため本人に代ってこれらの業務を専門に取り扱う業者がいます。港によっては税関が業者を指定する場合があります。業者に支払う手数料を通関料と云います。料金は1件当りの手数料となるのが一般的です。

通関業者は通常、梱包、運送、倉庫業などを兼業しています。

2. 携行又は別送の原則と制限

(1) 原則

移住者は旅行者ではありません。したがって、その支度にあたっては、ぜいたく品はやめ、出来る限り実生活に則した当座の生活必需品を揃えることに心がけねばなりません。

とは云え、移住先国には生活必需品がほとんど揃っており、別送する場合の現地での複雑な手続きと費用を考えると、出来る限り「物より金」で持参し、荷物は極力無賃許容量内に納めるようにすることをおすすめします。

それでもなお、職業用具等を要するものがある場合は前述に定めたところにより取り扱います。

(2) 制限

一般移住者の荷物については、職業上必要と認められるものについて無税取扱いが適用されており、極く大まかな規制があるのみです。

とくに、ブラジルでは永住を目的とする移住者であっても荷物は原則として同一品目は1個と限定されており、家族の場合、別送荷物の代表者は「家長である夫」という考えから、夫以外、例えば妻が送った荷物は引越荷物とは認められません。

更に年々、受入側の通関時の課税対象範囲が拡大されてきており税関検査も厳しくなっていますので、予め手続支部の職員と打合せその指導に従って下さい。

3. 別送荷物（船舶）の受入方法

移住者の別送荷物は、通常、

- (1) 事業団扱い代理通関する。
- (2) 身元引受人等に別送荷物の受入諸業務を依頼して自主的に代理通関する。

以上2つの取扱いにわけています。各移住者は、引受人と相談の上いずれかにするか判断して荷物明細書（和文）を作成、提出する時に手続支部係員に申し出て下さい。

又、受入支部によっては事業団扱い代理通関をしない場合があります。

- (1), (2)についての利点と欠点を表にまとめましたので参考にして下さい。

事業団扱い・自主的代理通関についての利点と欠点

	事業団扱い代理通関	自主的代理通関
利 点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括して代理業者に任すので、手間がかかりません。 ○ 取扱い業者が信頼出来ます。 ○ 適正料金で取扱われます。 ○ 通関状況について事業団支部と連絡がとれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単独に通関業者を指定できます。 ○ 自分の都合のよい時に通関業者と直接連絡がとれます。 ○ 通関にはじめから立会いができます。 ○ 課税に関して、適時に自由な交渉ができます。
欠 点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通関日に全員を集めることが困難ですから、本人の立会いなしでも通関がすすめられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱い業者を決定するのに手間どります。 ○ 業者の信頼度・料金等について若干問題が危惧されます。 (必要があれば事業団が業者を紹介します。)

なお、新品又は中古品であっても同種の荷物の数量が商品と見做される場合もしくは、オートバイ（陸揚港によっては没収される）、ステレオ、ピアノ、エアコン、テレビ等がある場合には自主通関にしています。

(i) 事業団扱い代理通関の場合

事業団扱い代理通関を希望される方は、次の条件を守って下さい。

ア. 荷姿と量

輸送時、受取り時の取扱い都合上、1ヶにつき100Kg（50～60Kg程度が望ましい）を越えないよう荷造りして下さい。

バレンレンシーフェ、サンパウロ、ポルトアレグリ、フエフイノアイレス、サンタクルーズ、アスシオン、参考資料

ただし、極端に小梱包にすると紛失の危険がありますので、出来るだけ軽々と持ち運びのできるような小梱包にしないよう注意して下さい。

荷物は厳重に梱包して下さい。小物類はまとめてドラム缶等に入れ、厳重に鍵をかけると理想的です。

イ. 通関業者の指定

事業団の指定する通関業者に委託して下さい。

事業団自身が通関業務を行うことはできませんので、事業団は通関業者に仲介することとなり、事業団職員は単なる通関ないし付添という形をとります。

ウ. 通関立会

本人自身が通関に立会うことは問題が生じた場合、円滑にその場で処理できることから望ましいことです。しかし、現実の問題として検査の日時が確定するのは通常、検査が行われる日の2,3日前のため広域に散在する移住者1人1人に適時通知することは極めて困難です。更に一度決定された日時も船の入港状況から当日になり変更される場合も多々あります。

従って、立会を希望される方は検査の日が近づいたら頻繁に支部と連絡を取り、逐次情報の確認をして下さい。

エ. 自主的代理通関への切替え

検査で課税問題が発生した場合は検査を中断し、事業団が速やかにその旨連絡しますので、事後は本人が直接通関業者と連絡を取り処理して下さい。

又、このような事態になった場合「自主的代理通関」となり、通関業者へ支払う手数料は「事業団扱い」の基準の対象外となります。通関業者を代えた場合は、それまでの費用を精算しなければなりません。

オ. 荷物の紛失

税関検査前後においては梱包の開閉などに際し、小物が紛失することもあります。事業団職員は充分注意を払い立合に臨むよう心掛けております。途中の損傷、紛失に備え荷物保険をかけている人もありますが、出発前にその内容を良く確認してくる必要があります。

又、到着後事故のため保険金を請求する事態が生じた場合は、本人が直接、代理店と連絡交渉することになります。

カ. 荷物の輸送、引取り

キ. 通関状況

ク. 経 費

ケ. 必要書類

カ、キ、ク、ケ. については、後述の各支部別必要事項に記載します。

コ. その他

代理通関全体の統制上、所定の手続を怠った場合、移住者としての引越荷物でない託送品や課税される公算の多い物品が含まれていることが判明し、問題発生が予測される場合は「事業団扱い代理通関」の取扱いを中止することがあります。その場合は「自主的代理通関」となりますので、直接、通関業者と連絡を取り適時処理して下さい。

(2) 自主代理通関の場合

ア. 荷物の通関を移住者本人のみで行うことは不可能に近いので、各自身元引受人等と相談の上、代理通関業者を選定、依頼して下さい。ただし、悪質な業者がいるので十分留意して下さい。適当な通関業者がない場合、事業団が信頼できる業者を紹介しますが、通関手数料は「事業団扱い」の基準外になります。

イ. B/L, R. D. B. 等の通関に必要な書類は海外移住センターから一括して支部に送付されます。到着次第、事業団から連絡しますので速やかに受取りに出頭して下さい。

ウ. 通関立会

事業団職員は通関検査に立ち会いません。

エ. その他

自主代理通関は、各自が身元引受人等の協力により、各自の責任において行なうものですから、事業団は前記イ. の R. D. B. および B/L 等船積書類の保管以外関与しません。

よって、身元引受人等と十分相談し、手落ちのないよう手配して下さい。

4. 別送荷物の手続方法

(1) 荷物明細書（和文）の作成

後述する荷物明細書の作成要領に従い手続支部係員の指導をうけて下さい。

(2) R. D. B. の取得

ブラジルへ移住する移住者（荷主）は荷物明細書を取扱業者に依頼し翻訳し、在横浜ブラジル副領事宛に申請します。パラグアイ移住者は在横浜パラグアイ名誉領事館で翻訳、認証します。

(3) B/L（船荷証券）の取得

取扱業者であるジャパン エキスプレス ㈱ が荷主からの依頼をうけ、別送荷物の発送手続を行ない船積後、船会社から B/L の発給をうけます。（B/L は移住センター経由、受入支部へ送付されます。）

(4) 到着地における通関業者への委任

荷主は次の書類を取り揃えて予め選定した通関代理業者へ代理通関を委任します。

ア. 旅券（移住者（荷主）本人のもの）

イ. R. D. B.

ウ. B/L（荷主のサインおよび船会社の認証あるもの）

エ. 代理通関委任状（本人サインと公証人のサイン証明があるもの）

オ. 別送荷物申告書

カ、領収書等の証拠書類
キ、鍵

(5) 荷物到着通知

船会社は、荷物が到着するとこれを確認した後、荷主あて到着通知を行います。

(6) 通関手続申請

代理通関業者は、代理通関委任状を連邦海運局監督署に提出して通関手続の許可申請をします。

(7) 検査日の打合せ

代理通関業者は、全ての書類が完備すると、税関検査課に赴き検査日の打合せをします。

(8) 検査の実施

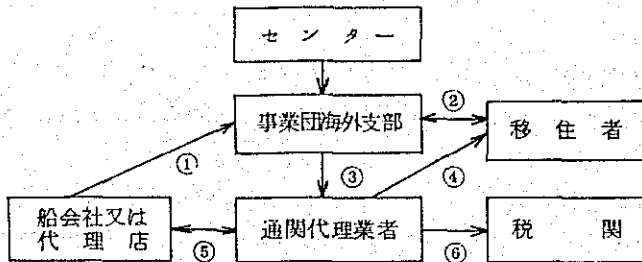
定められた日に検査が実施され、通関が完了します（検査日は、屢々変更されます。）

(9) 荷物の引渡し

検査が終了すると、業者からその旨荷主へ連絡され、諸経費を精算します。

〔参考例〕

通関手続きのシステム



- ① 荷物到着の確認
- ② 荷物到着についてのインフォメーションと指導
- ③ 通関業務に係わる手配、進捗状況の確認、移住者・業者間の調整
- ④ 荷物の受け取り、料金支払い、業者に対する通関事務代理委任状は支部を通じ業者に手交します。
- ⑤ 必要手続
- ⑥ 通関手続

5. 荷物明細書の作成要領

荷物明細書は移住者（荷主）に代り、荷物の内容を説明する唯一つの記録となるものですから具体的、かつ、正確に記載されなければなりません。

税関によっては記載された物品は「密輸品」として取扱い、没収或は莫大な罰金を課せられることがあります。

については、明細書の作成に当っては、下記事項に留意し、次頁の「申告荷物明細書」記載例を参考にして支部係員とも十分相談の上、記載して下さい。

(1) 荷物明細書「表紙」の1～6までの記載事項の確認と記入注意事項を守り、とくに6については明確に記載し自署、捺印する。

(2) 明細書は下記部数を作成し手続支部を通じ移住センターへ提出する。

ブラジル	（携行，別送）	各	2部
パラグアイ	（携行，別送）	各	2部
ボリビア	（携行，別送）	各	2部
アルゼンチン	（携行，別送）	各	1部

(3) 移住先国名の欄は目的地（単にパラグアイだけでなくイグアス移住地など、具体的に）まで記入する。

(4) 別送荷物の場合、荷姿、番号は船積時の荷姿、個数（通し番号）とする。ダンボールや布包のまゝではいけない。

(5) 品名欄の同一行内には関連のない品物を列記しない。（石ケン、ストロボ、ミキサー等）。

(6) 品名は記載された名称で容易に理解できるもので、通常使用されない外国語又は専門用語は欧文で記載するか特記事項欄に必ず説明をしておく。

（悪例）	ボートタワー	（油圧式移動調整器）
	車輪と付属品	（手押車のこと）
	カッシャ	（滑車のこと）

(7) 荷物金額は円表示でなく必ずドルで換算記入し、又、その額を異常に低くしない。

(8) 特記事項欄に記載されるメーカー名等は欧文（大文字、CANON……のように。）とする。

ベ
レ
ン
レ
シ
ー
フ
ェ
サ
ン
パ
ウ
ロ
ポ
ルト
ア
レ
グ
シ
ン
タ
ク
ル
ト
ス
ア
ス
シ
オ
ン
参
考
資
料

※ ブラジル(ペレン行別送を除く)パラグアイ, アルゼンチン用移住者用記載例

申告荷物明細書(携行)

搭乗(出発)日 昭和51年7月10日

No. /

1. 氏名 川 野 等
 (ローマ字) HITOSHI YAMADA
 (旅券記載のとおり)

2. 旅券番号 E 1835001

3. 移住先国名 ブラジル国 サンパウロ州

4. 職業(職種) 電気技師

5. 渡航時携行荷物がある。
 後送(別送)荷物がある。

6. 私は、この度の移住に際し、別送荷物を
 送ります。 送りません。
 また、この荷物の受取りに際しては、貴事業団資料を参考
 のうえ私の判断で
 貴事業団扱いによる代理通関を依頼します。
 自主的に代理通関を行い、貴事業団は一切迷惑をか
 けません。
 なお、別送荷物については、私の責任において
 保険をかけます。 保険をかけません。

国際協力事業団 殿

昭和51年6月10日

署名 山 野 等

〔記入上の注意〕

- 注1. 電気・光学製品・機械・農薬用器具は明細を特記事項欄
 に記入するとともに、できるだけ領収書を携行すること。
 注2. 右の5,6の該当事項の□に×印をつけること。
 注3. 商標の種しいと思われる専門機械、工具類はその使用目
 的を記入のこと。

商 姿	番号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	品 目 区 別	数量 (単位)	金 額 (円/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
海Vカメラ	No.1	カメラ	中古	1台	150.00	CANON EF No.110522 3年使用
		ラジオカセットレコーダー	"	1台	32.00	TOSHIBA TR350 1年使用
		折々タニ傘	"	1本	3.00	
		電気カミソリ	"	1個	5.00	CITIZEN 60日使用
		目覚時計	新品	1台	8.00	SEIKO
		洗面具一式	中古	5点	2.00	
		望遠レンズ	"	1個	22.00	117mm. CANON. 2年使用
		計			222.00	
スーツケース	No.2	衣箱 背広		2点	30.00	
		ワイシャツ		3点	15.00	
		下着		18点	12.00	
		カセットテーブ	新品	14本	14.00	
		電子計算機	中古	1台	10.00	SHARP 1.5年使用
		洗面用具	"	6点	11.00	
		毛布	"	1枚	8.00	
		タオルケット	"	1点	4.00	
		医薬品	新品	10点	16.00	
		計			120.00	
		合計			342.00	

(記入は黒ペンか黒ボールペン使用のこと)

マ
レ
ン
レンシーフェ
サンパウロ
ポルトアレグレ
ブエノスアイレス
サンタクルーズ
アスシオン
参考資料

申告荷物明細書(別送)

搭乗(出発)日 61年7月10日

No. 1

1. 氏名 山田 亨

(ローマ字) HITOSHI YAMADA
(旅券記載のとおり)

2. 旅券番号 E1835021

3. 移住先国名 ブラジル国 サンパウロ州

4. 職業(職種) 電気技能者

(記入上の注意)

- 注1. 電気・光学製品・機械・職業用具類は明細を特記事項欄に記入するとともに、できるだけ領収書を携行すること。
- 注2. 右の5.6.の該当事項の□に×印をつけること。
- 注3. 露沢の種しいと思われる専門機械、工具類はその使用目的を記入のこと。

- 5. 渡航時携行荷物がある。
- 後送(別送)荷物がある。

6. 私は、この度の移住に際し、別送荷物を
 送ります。 送りません。
 また、この荷物の受取りに際しては、貴事業団資料を参考
 のうと私の判断で
 貴事業団様による代理通関を依頼します。
 自主的に代理通関を行い、貴事業団には一切迷惑をか
 けません。
 なお、別送荷物については、私の責任において
 保険をかけます。 保険をかけません。

国際協力事業団 殿
 昭和51年6月10日
 署名 山田 亨 (印)

荷 姿	番号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	数量 (単位)	金額 (ドル/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
木箱	N.1	セーター	2着	48.00	
		コート	1着	17.00	
		衣類(下着 71着)	20着	9.00	
		扇風機	1台	24.00	HITACHI H-32
		書籍	15冊	30.00	
		食料品	10箱	12.00	
		風呂敷	2枚	4.00	
		計		104.00	
木箱	N.2	タイプライター	1台	18.00	BROTHER 233
		文房具	125	5.00	
		釣竿	1本	7.00	
		木彫品	1個	2.00	
		工 具	5点	5.00	ペンキ、ドライバー、スパナ
		紐式式銃	1点	23.00	
		ギター(4-ス)	1台	25.00	YAMAHA
		作業着	8着	16.00	
		アルバム	7冊	12.00	
		レコード	10枚	30.00	
		アンティーク	1個	7.00	

次葉へ続く

(記入は黒ペンか黒ボールペン使用のこと)

荷 姿	番号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	新 品 区 別	数 量 (単位)	金 額 (ドル/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
木箱	No.2	籾 杓	特	1口	112.00	TOYOTA K-600 2年使用
		計			192.00	
木箱	No.3	自転車(幼用)	特	1口	38.00	NATIONAL E-1 2年使用
		計			38.00	
木箱	No.4	金釜類	特	3口	30.00	
		銀釜類	"	5口	18.00	
		銀さびり(ミニセット)	"	1口	7.00	
		打込用三脚	新品	1口	20.00	
		靴	特	4足	5.00	
		靴下	"	8口	3.00	
		日用品	新品	10口	4.00	タタム、ハンカチ、手鏡、手紙等
		計			87.00	
		合 計			216.00	

(記入は黒ペンか黒ボールペン使用のこと)

6. 荷物梱包上の注意事項

1. 別送荷物の搬入期限は、梱包不要の荷物は移住センター入所日の3～4日前までに、梱包依頼する荷物は移住センター入所日の7～10日前までに、下記に届くよう送付して下さい。

横浜市中区海岸通り1-1

(株)ジャパン エキスプレス 1号倉庫 旅客貨物課気付

渡航者氏名

2. 同社は荷物を受領すると容積を計り費用を計算して移住センター入所日に請求書を手交します。費用の支払いは出発前の外貨交換の際、同社係員に支払います。

3. 荷物のマークについて

- (1) 梱包不要の荷物には、氏名、港、番号を活字体で大きく記入する。

例 MR. TARO YAMADA
SANTOS
NO. 1

- (2) 梱包必要の荷物の場合も、ジャパン エキスプレス社で同じように記入する。

- (3) ブラジル向け荷物はR. D. B. の個数と船積する個数が一致しなければなりませんので次のように梱包方法を予め指示して下さい。

例 茶箱が3個、カートンが12個の場合；

茶箱は木枠梱包でNo 1-3、カートン12個のうち、4-A～4-Fまで6個が木箱梱包でNo 4となり、5-A～5-Fまで6個が木箱梱包でNo 5となります。

- (4) パラグアイ向け荷物はブエノスアイレスへ送り、エンカルナシオンへ陸送され、ボリビア向け荷物はブエノスアイレス経由サンタクルースへ夫々陸送されますので次のようにマークを記入して下さい。

例 MR. TARO YAMADA
PARAGUAY(又は BOLIVIA)
VIA BUENOS AIRES
NO. 1

- (5) 上記マークとは別のところに下記マークを記入して下さい。

NOTA: DESCARGAR EN BUENOS AIRES

"TRANSITO A ENCARNACION(又は A SANTA
CRUZ) VIA FERROCARRIL"

4. 容積の単位は"1才"で40才は1メートル立方より1割方大きい。1 m^3 =35.325才

1才は1尺立方又は1フィート立方です。

5. 1個当りの荷物の大きさ、重量は輸送、引取時の取扱上の便利さから通常、20才程度、50～60Kgとし100Kgを超えないように梱包する。

ベ
レ
ン
レ
シ
ー
フ
エ
サ
ン
バ
ウ
ロ
ポ
ルト
ア
レ
グ
レ
ブ
エ
ノ
ス
ア
イ
レ
ス
サ
ン
タ
ク
ル
ー
ス
ア
ス
ン
オ
ン
参
考
資
料

7. 伯国向荷物と R.D.B.との関係

(1) Relação de Bens と伯国法令

伯国向移住者の荷物は携行、別送を問わず、伯国法令 (Decreto Nº 61,324, 1967年9月11日付) により、R.D.B. (Relação de Bens) に記載された場合、免税の特典を受けられることになっていますが、

(ア) その特典にも各種の制約条件があること。

(イ) 法令は特典の基本的な原則を規定しているもので、個々の実際の適用は、現場の税関吏の裁量に委ねられている面が多いこと。

等をまづ銘記しておく必要があります。

これまで荷物の通関に関するトラブルは、この上記二点についての理解が不足していることから発生したものがほとんどです。

主な制約条件は、同Decretoによると下記のとおりとなります。

ア 家具、家庭用品、陶器類、台所用品、職業用具、職業機器の場合、

(ア) 本人の職業活動に必要である旨立証できること。

(イ) その物品の数量、種類、価格、目的が移住者の経済的条件や職業的条件に厳密に合致していること。

イ ジープ、トラック、自転車、オートバイの場合、

(ア) 本人の職業活動に必要である旨立証できること。

(イ) 各種1台であること(家族の場合も)。

(ウ) 出発6カ月以前に所有しているものであること。

ウ 自動車、船舶、飛行機類の場合、

(ア) 1台 US\$ 3,500未滿のもの。

(イ) 1種1台

(ウ) 出発の6カ月以前に所有しているものであること。

(エ) 本人の職業活動に必要である旨立証できること。

(オ) 伯国外務省を介し、当局の事前認可を受けること。

(注)

1. ただし、上記イ、ウのものは、Decreto Lei 1455 (1976年4月7日付) により、現在、持込み禁止となっているので携行(別送)できない。(没収される。)

2. 6カ月以前に所有するものとの条件は、実際的には上記の1のものについて適用されている。

(2) 通関時における税関吏の判定

前記1の諸条件についての判断の多くは、現場の税関吏に委ねられているのが実状です。

したがって、次のような事由で課税されることが多いです。

ア. 移住者本人は職業上必要と主張しても、税関吏がこれを認めない。

イ. 同種のもものが二種以上ある。

- ウ、新規購入したものである。
- エ、1個の価格は低廉のものでも数量が多い。
- オ、日本では常識的なものであっても税関吏には奢侈品と映じるもの。

以上のような事情により、R. D. B. は通関上有利な証明書類であることは明かですが、前述の諸々の状況をよく理解しておくことが重要です。

(3) Relação de Bens の手続方法

ア、Relação de Bens (R. D. B.) は、前述のとおり移住者の引越荷物証明として、通関を有利にする上で極めて重要な書類であり、同時携行、別送の別なく、又事業団扱いと否とに拘らず必要です。これがない場合、高率の課税、罰金がかげられると思わなければなりません。又、R. D. B. に記載のもので、税関吏が、新品、多量、商業用と判断した場合には、課税されるので御注意下さい。

イ、移住者から日本語リストにより R. D. B. 取得の依頼があると海外移住センターでは、業者を通じ翻訳(有料)、査証をとります。

ウ、同時携行荷物の R. D. B. は到着空港での通関に必要なので海外移住センター入所中に本人に手交します。

エ、別送荷物の R. D. B. は一括して当該受入支部に送付します。
(ただし、サンパウロ支部については移住者輸送引率員に托送することになっています。)

オ、R. D. B. を受領した受入支部は税関文書鑑識課 (Delegacia Fiscal de Tesouro Nacional) 及び公証人役場 (Tabelião) で認証及びサイン証明の手続を行います。

カ、事業団扱い代理通関の場合、R. D. B. は本人に渡さず代理通関業者に渡します。

キ、自主通関の場合はあらかじめ支部に申し出ておき、支部から手続終了の連絡をうけ次第、受領して下さい。

ベレン支部
管内

ベ
レ
ン
レ
ン
シ
ー
フ
ェ
サ
ン
バ
ウ
ロ
ホ
ル
ト
ア
レ
グ
レ
ブ
エ
ノ
ス
ア
イ
レ
ス
サ
ン
タ
ク
ル
ー
ス
ア
ス
シ
オ
ン
参
考
資
料

1. 別送荷物（船舶）について

(1) ベレン港における通関、引取り状況

現在のところ、船舶による別送荷物は航空機別送と比べ通関は容易です。

通関手続及び代理通関は全て通関業者に依頼します。

R・D・B.を含め書類審査のみでほとんど無検査に近い状態ですから、R・D・B.の記載内容は簡単にして下さい。しかし、新法令が正確に運用されれば他支部向移住者の場合と同様、厳格に検査されますので下記事項について充分留意して下さい。

- ア 移住者にふさわしい携行荷物であれば、機械器具類でも1家族または1単身につき1個は無税。但し、同一種の物が2個以上ある場合およびR・D・B.に記載されていない場合は課税されます。
- イ 耕運機、揚水ポンプ等エンジンを伴なう機械類でエンジンを取りはずし、別梱包としていたため、別機械とみなされ課税された例があります。
- ウ オートバイは現在1家族1台（メーカー、車体名、エンジン名、排気量記入）まで通関可能ですが梱包は別にする。
 - ① サンパウロではオートバイの輸入は認められず没収されます。ベレンも将来難しくなるでしょう。
- エ 機械器具、光学、電気製品はメーカー、品名、型式等くわしく記載する。
- オ 日用品、台所用品などは一括して金額だけでよい。詳細に記載するとそれだけ通関業者の手数料が高くなります。
- カ 梱包の際、木箱には鉄帯を、ドラム缶には頑丈な鍵をかけて下さい。
- キ 機械類、車輛類の中には小物（日用品、衣類）を詰めこまないようにする。

通関終了後、トメアスー地区については事業団においてトラックの借上（トメアスー産組の8トン車）を手配し、荷物をとりまとめトメアスー産組倉庫あて輸送します。

マナウス、モンテアレグレ地区等の遠距離への移住者荷物については、事業団において受取り、積み込みの手続をして転送します。

その他の地区については、移住者が事業団から連絡あり次第、速やかに引取って下さい。

(2) 通関に伴う必要経費

荷物の陸あげから通関、輸送し、トメアスー産業組合倉庫に格納するまでに次の経費が必要であり、この概算額を代理通関の委任手続する際に事業団へ預託していただきます。この預託金は荷物を本人へ引渡す際に精算します。

- ア 検査場内人夫経費（チップの領収書は徴求不能です）
 - 1人につき 約 500円
- イ ドッカス（検査場）の規定使用料金（事前預託不要）
 - 課税総額の約2%

ウ 倉庫料（事前預託不要）

入庫後1ヶ月以内は荷物価格の約1%。それ以後は15日毎に割増となります。

エ 通関業者手数料（領収書あり）

通常1件につき 15,000円程度ですが、トラブルが生じた場合、割増料金がかかります。

オ 輸送料

ベレン市からトメアスー産組合庫までの運賃はドラム罐，1本6.0Kgの場合700円～900円程度。

また，ベレン市からマナウス市までの運賃は，

船賃 — 136円（1才につき）

荷役税 — 423円（10Kgにつき）

例えば，ドラム罐一本6.0Kgの場合 約 3,900円

注 経費については多少の変動があります。

(3) 通関に必要な書類

ア R・D・B（引越荷物証明書）

イ B/L（船荷証券）

ウ 別送荷物申告

航空会社の指導により，海外移住センター入所中に，携行荷物および，この別送荷物の申告書（Declaração de Bagagem）を予め作成しておいて下さい（通常，機内で作成するものですが出発前に作成しておく。）

この申告は，R・D・Bの梱包個数と一致するよう留意して下さい。

エ 旅券

オ 使用済みの航空チケット

カ 荷物明細書（和文でもよい）

キ 証拠書類

特に機械器具，オートバイ，エンジン等については無税扱いを受けるには法令上，日本出発前6ヶ月以上所有し，使用していたことを証明する必要があり，領収書，ライセンス，登録証等を携行して下さい。

ク 錠

注 ア，イ，については移住センターから一括してベレン支部へ送付されます。

※ ペレン行移住者記載例

申告荷物明細書(別送)

搭乗(出発)日 年 月 日

No. _____

1. 氏名 山 田 大 郎
 (ローマ字) TARO YAMADA
 (旅券記載のとおり)

2. 旅券番号 F103456

3. 移住先国名 アメリカ合衆国 テキサス州 移住地

4. 職業(職種) 商 業

5. 巴渡航時携行荷物がある。
 後送(別送)荷物がある。

6. 私は、この度の移住に際し、別送荷物を
 送ります。 送りません。
 また、この荷物を受取りに際しては、貴事業団資料を参考
 のうえ私の判断で
 貴事業団扱いによる代理通関を依頼します。
 自主的に代理通関を行い、貴事業団には一切迷惑をか
 けません。
 なお、別送荷物については、私の責任において
 保険をかけます。 保険をかけません。

国際協力事業団 殿
 昭和 年 月 日

署名 山 田 大 郎 ⑥

(記入上の注意)

- 注1. 電気・光学製品・機械・職業用具類は明細を特記事項欄
 に記入するとともに、できるだけ領収書を持参すること。
 注2. 右の5,6.の該当事項の□に×印をつけること。
 注3. 翻訳の難しいと思われる専門機械、工具類はその使用目
 的を記入のこと。

荷 姿	番号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	新 品 の 区 別	数量 (単位)	金 額 (ドル/円300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
ドラム缶	No.1	食用油	新品	118	50.00	
		衣類			30.00	
		書籍雑誌			25.00	
		計			105.00	
木箱	No.2	寝具類	新品		40.00	
		電子計算機		1台	13.00	CASIO FX
		発電機		1台	120.00	HONDA PT-709 No.11139
		衣類	新品		20.00	
		器具			35.00	
		計			228.00	
木枠	No.3	オートバイ	新品	1台	230.00	YAMAHA 50.c.c. 型番 No. A-20V PT19 No.15545
		計			230.00	
木箱	No.4	台所用品	新品		100.00	
		倉庫用品	新品		10.00	
		日用品	新品		20.00	
		木工道具			25.00	
		オートバイ部品	新品	10.5	50.00	
		計			185.00	

(記入は黒ペンか黒ボールペン使用のこと)
 水筆は不可

レシートフェ
 サンパウロ
 ボルトアングル
 ジェノスタイリス
 サンタクルーズ
 アスシオン
 参考資料

荷 姿	番 号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	所 属 区 別	数 量 (単位)	金 額 (円/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
本箱	入付	ラジカセ機	中	1台	25.00	NATIONAL TM-100 2年使用
		双眼鏡	"	1台	50.00	ROYAL
		身廻品	"	/	15.00	
		家具	"	/	22.00	
		計			112.00	
		合計			960.00	
<p>(注) 1. 米麦、電気製品、機械器具類は、計上し、織物、被服、靴、日用品、台所用品、食料品、書籍雑誌、器具、家具等々を合算し、数量は表載せず、金額は計上しとせらる。</p>						

(記入は黒ペンか黒ボールペン使用のこと)

2. 別送荷物（航空）について

航空機による別送荷物の通関は本人携行時と同様、厳重に実施されます。

引取りに際しての手続は本人が直接空港にある航空会社に出向き使用済の航空券残券と旅券を提示し、到着証明の発行をうけ、空港税関で所定の手続をすれば比較的簡単に引取ることができます。

R . D . B . の記載内容は携行分と同様、具体的に記載してなければなりません。

レ
シ
ー
フ
ェ

サ
ン
パ
ウ
ロ

ポ
ルト
ア
レ
グ
レ

ブ
エ
ノ
ス
ア
イ
レ
ス

サ
ン
タ
ク
ル
ー
ス

ア
ス
シ
オ
ン

参
考
資
料

レシーフェ支部
管内

レシーフェ

サンパウロ

ポルトアレグレ

フエノスアイレス

サンタクルース

アスシオン

参考資料

1. 別送荷物の取扱方法

(1) 船舶により別送する場合

レシーフェ港またはサルバドール港への直行入港船舶に依るのであれば、別段問題はないが、大半はリオ港における荷揚と第2船(ロイド・ブラジレイロス/A)への積替え回漕となることから、荷揚港での滞貨等で相当(3ヶ月以上)日数を要し、また雨水等による内容品の痛みが散見されるケースが多い。

従って防水荷造り等本格的梱包が必要です。

(2) 航空機により別送する場合

高い運賃を支払い、かつ、貨物内容が日用品もしくは衣類等であるなら当地で充分購入できるので無理に別送荷物に仕立てることなく、その分ドルで携行することが望ましい。

(3) 郵便による空送又は船送する場合

レシーフェ支部管内にあっては、その内容品標示価格計がUS\$500以下であれば無税ですが、それを超えた場合は税金が徴されます。

2. 別送荷物の受入れ及び通関状況

(1) 受入れ状況

レシーフェ支部管内では事業団扱い移住者であっても代理通関はしません。

従って通関は身元引受人または本人の希望により通関業者を紹介するものとします。

通常通関1件当りCR\$500.00と云われています。

なお、引取りに要する書類を参考までに下記します。

ア B/L又はAir Waybill(船荷証券又は航空貨物運送状)搭載貨物の引換証書となります。

イ R・D・B.

ウ 別送荷物申告書(Declaração de Bagagem)

エ 別送荷物明細書(本人用メモ)

オ 旅券

いずれも本人が出国時、携行しうる書類ですから、当地到着后、引受先にて保管し連邦税関局からの通知にもとづき出頭の上、通関手続を開始します。

B/Lは本人または身元引受人(遠方で郵便事情が悪いと判断すれば、レシーフェ支部、またはサルバドール出張所宛送付も可)に送付します。

(2) 通関状況

ア 当地は比較的通関業者組合が強力で荷主本人が行う自主通関は困難です。

又、通関業者と税関との関係から現在、R・D・Bは余り活用されていませんが、今後、輸入規制法の勵行により審査方法も変ることが予測されるのでR・D・Bは作成、携行した方がよいでしょう。

イ 現在は、R・D・Bを携行しても電気製品、光学機械等が2台以上あれば原価の200%増の評価額に対する課税は免がれません。

真に入国移住者の職種に似合った機械、器材ならばそれなりに適切な通関状態となり得るものと考えられますが、輸入制限品目との兼ね合いもあり判断しがたいのが現況です。

ウ 航空機による別送荷物の通関については、船舶別送と同様、代理通関はしない。要望があれば通関業者を紹介します。

手続料は1件当り約50,000クルセイロス。

通関業者と税関との関係が深いのでR・D・Bは余り必要ではありませんが、今後の輸入規制法の運用次第で変わりますので、一応R・D・Bは携行するのが安全でしょう。

サンパウロ支部 管内

サンパウロ

ポルトアレグレ

フエノスアイレス

サンタクルーズ

アスンシオン

参考資料

1. 別送荷物の取扱方法

(1) 通関に必要な書類

自主通関、事業団扱い代理通関にかかわらず通関に必要な書類は次のとおりですから、事業団又は通関業者の指示に従ってとりまとめ提出して下さい。

ア R・D・B（引越財産証明書）

認証サイン証明のあるもの。

イ B/L（船荷証券）

本人の裏書きサインのあるもの。

ウ 別送申告書（Declaração de Bagagem）

航空機内で作成したもの。

エ 代理通関委任状

通関手続の代理人を定め、これを海運局あて申し出る申請許可書（Autorização）で、公証人のサイン証明のあるもの。

オ 荷物明細書

代理人が税関吏の質問に対し、説明できる資料（本人の職業と荷物の関係、使用目的、方法等）で日本語でもよい。

カ 旅券

旅券は早急に外人登録に使用した後、別送荷物到着の2週間前までに事業団又は業者に提出して下さい。

キ 鍵

別送荷物が鍵がかっている場合は、その鍵をサンパウロ支部へ預けて下さい。

この鍵がないと税関検査の際、荷物を開けることができません。

ク 証拠書類

課税されるか否かは税関吏の判断次第ですが、特に下記の物については無税扱いの交渉をする場合、法令上、日本出発前6カ月以上所有し、使用していたことを証明する必要があり、領収書、ライセンス、登録証その他証拠となる書類は全部携行して下さい。

そして、税関吏との折衝中、必要に応じ公証翻訳して提出する手続をする場合があります。

- 機械類
- 器具類
- 課税を予測される物品

(2) サントス港における通関状況

ア 一般的概況

サントス港で陸揚げされた荷物は別送品専用倉庫へ搬入されます。引取り有効期間は本船入港後90日だったのが、新法令により45日以内に改正されましたので、できるだけ早く必要書類をとりそろえ、通関業者に渡し通関を依頼することが肝心です。

通関、引取りまでの所要日数は本船入港後1週間位でサンパウロの工業移住センターへ運ばれま

す。

検査状況は検査官によって異なりますが、一応全量検査で箱の底まで全部取り出します。

課税対象品は電気製品、陶器、新品、同じ品物が多量にある場合で、1個の品物がUS \$ 10000以上のものも課税されます。その場合の鑑定価格は品目別、各メーカー、各年度別にブラジルでの市場価格が細分化されたリストにより決められています。

通関中に課税物品が出て、仮りに10万円の品物だと250%で25万円の税金になるので、その際、税関吏と値引き交渉となるか裏金で処理することも考えられます。

ところが移住者の場合は立会検査でないのでその権限がなく通関を中止して後日、本人立会で再検査になります。はじめから課税されることが判っていれば裏金で処理することができるのでそのタイミングが難しい訳です。

イ 留意事項

(ア) カメラ、ラジオ、時計等高価品が2個以上ある場合、又はぜいたく品、商品とみなされた場合には課税されます。課税された場合、税金を支払わない限り他の荷物も全部引取ることができません。

(イ) また、R・D・Bに記載されていない品物は密輸品とみなされ高額課税されるので、移住センター入所後の物品追加購入には充分注意を要します。又、事情によって没収されます。

(ウ) 電気製品は新品と見なされると課税の対象となります。「新品」とは渡航前6ヶ月以内に取得した物を意味します。

(エ) 新法令により課税対象物品、課税率が改訂されましたが、サントス税関では益々厳正になりつつあります。申告した場合の課税率は、

a アルコール、煙草類	評価額の	400%
b 香水	"	300%
c その他	"	250%

であり、無申告の場合は罰金としてその合計金額の25%が重課税されることとなります。

(オ) オートバイは没収されます。没収されなくても輸入証明が出ないので、車輛登録ができず、鑑札(ナンバープレート)が取得できないこととなります。

(カ) 陶磁器類は最近、厳しく、新品であつて相当量あれば課税の対象となります。中古に見せかけたものが1ヶ当たり200円の税金を課せられた例が最近ありました。

(3) 経費について

荷物の陸揚げから通関、輸送し、工業移住センターに格納するまでに次の経費が必要です。事業団扱い代理通関の場合、この概算額を代理通関の委任手続する際にサンパウロ支部へ預託していただきます。この預託金は荷物を本人に引渡す時精算します。

なお、自主通関の場合は同じ通関業者に代理通関委任してもここで説明する経費は適用されません。

ア 通関業者手数料

(ア) 荷姿が25立方フィート未満 1件当りCr \$ 350.00

(イ) 荷姿が25立方フィート以上 1件当りCr \$ 350.00

を基本料金とし、1立方フィート増す毎にCr \$ 8.00が加算されます。

なお、この手数料には税関検査場内人夫経費（チップ）とサントスおよび工業移住センターにおける荷物の積みおろし人夫賃が含まれています。

イ Emolumentos Consular 領事館手数料 Cr \$ 54.00

ウ サントス港埠頭使用に係わる経費

(ア) 倉庫使用料

倉庫に搬入されて最初の15日間は荷物評価額に0.006を乗じた額が使用料となります。

荷物の評価額は無税荷物の場合、重量1KgにつきCr \$ 3.00が基準となっています。課税対象と見なされた場合はその課税額が評価額となります。ただし、重量11トン未満の荷物の場合は最初の15日間はCr \$ 66.00の統一料金となっていますので通常ほとんどがこの料金となります。

この使用料率（0.006）は15日毎に加算されますが、今までの例ではほとんどが15日以内で搬出されています。

(イ) 人夫賃（船から倉庫まで）

(ア)の倉庫使用料Cr \$ 66.00と同額。

(ウ) 運搬車輛使用料

(ア)の倉庫使用料Cr \$ 66.00と同額。ただし、重量が11トン以上の場合については重量 \times 0.005 = 使用料となります。又、課税された場合については課税額 \times 0.005 = 使用料となります。

(エ) 移動料（岸壁倉庫から税関倉庫まで）

(ア)の倉庫使用料Cr \$ 66.00と同額、ただし、重量が11トン以上の場合については重量 \times 0.008 = 移動料となります。又、課税された場合については課税額 \times 0.008 = 移動料となります。

(オ) 社会保険割当金

(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の合計額の1.0%

従って、11トン未満の場合はCr \$ 26.00となります。

(カ) 港湾改修税

a 無税の場合 総重量 \times Cr \$ 3.00 \times 0.02

b 課税対象の場合 課税額 \times 0.02

(キ) 埠頭荷役人夫賃 1個につき Cr \$ 20.00

(ク) 手紙用紙およびコピー代 約 Cr \$ 30.00

(ケ) 輸送料（サントス港から工業移住センターまでのトラック借上料）

各人の荷物量に応じて分割負担することとなります。

(4) 航空別送について

航空機によって別送した荷物の引取り、通関手続は原則として本人でもできますが、通常は代理通関業者が入ることになっています。

事業団は代理通関はしません。通関業者はR・D・B・の認証を含め一切の手続を代行します。

● 手続料金は1件当り500.00グルゼイロスです。

● 引取りは荷物到着後、1週間位で可能です。

ポルトアレグレ支部

管内

ポルトアレグレ

フェノスアイレス

サンタクルーズ

アスンシオン

参考資料

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and government operations. The text highlights how detailed records can help identify inefficiencies, prevent fraud, and ensure that resources are used effectively.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in modern record-keeping. It explores how digital systems and software solutions can streamline the process of data collection, storage, and retrieval. The text notes that while technology offers significant advantages, it also requires careful implementation and ongoing maintenance to ensure data integrity and security. The importance of training staff to use these systems effectively is also mentioned.

3. The third part of the document addresses the challenges of data management and privacy. It discusses the need to balance the benefits of data collection with the protection of individual privacy rights. The text references various regulations and standards that govern how personal information should be handled, stored, and shared. It suggests that organizations should adopt a proactive approach to data protection, including regular audits and updates to their policies.

4. The fourth part of the document discusses the importance of data security and disaster recovery. It highlights the risks of data loss due to hardware failures, cyberattacks, or natural disasters. The text recommends implementing robust security measures, such as encryption, firewalls, and regular backups, to protect sensitive information. It also emphasizes the need for a clear disaster recovery plan that outlines the steps to be taken in the event of a major incident.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key points and reiterating the importance of a comprehensive record-keeping strategy. It encourages organizations to continuously evaluate and improve their record-keeping practices to stay current with best practices and regulatory requirements. The text ends with a call to action, urging stakeholders to take responsibility for the accuracy and security of their records.

1. 別送荷物の陸揚げ港について

ポルトアレグレ支部管内向け移住者の別送荷物の陸揚げ港として、サントス港とリオ・グランデ港があります。

就労地との地理的關係を考慮してどちらかの港を指定しなければなりません。

リオグランデ港を指定する場合は日本からの直行船便を利用することが望ましく、途中で積み換えをするのであれば盗難、紛失を避けるために、むしろサントス港での陸揚げが安全です。

2. 通関状況について

(1) サントス通関の場合

- ア 通関業者に代理通関を依頼するための委任状を作成(サイン登録、証明)します。
サンパウロへ出向かなければなりません。
- イ その他については「サンパウロ」と全く同じです。
- ウ 通関後、荷物の引取りは通関業者が手配してくれます。

(2) リオ・グランデ港通関の場合

- ア 通関については、かつて邦人移住者が多数リオ・グランデ港に上陸した当時から特定業者として通関業務を代行したANTONIO GOMES DA SILVA氏に委託しますので、その際の費用については、概ね各Cr \$ 2,000.00位(約60,000円)を準備しておいて下さい。
- イ 本人立会通関の場合は大体3日間を予定して下さい。
- ウ 通関後の荷物は本人が直接輸送するか、運送会社に依頼します。運賃は荷物量により異なり一概に言えませんが、1975年9月の実例では約Cr \$ 2,700.00(260kg, 35才, 混載トラック便リオグランデ港-ポルトアレグレ市間, 約300km)でした。

3. 航空別送について

通関代理業者が人らなくても本人又は事業団による代理通関が可能です。費用は印紙税として約5400クルセイロス程度です。

R. D. B. があれば無税になる可能性があります。

最近の例としては次のとおりです。

貨物重量	64Kg	(通関業者に依頼)
航空運賃	130,000円	
保険料	3,940円	
通関料	25,000円	
計	158,940円	

—アルゼンチン国—

ブエノスアイレス支部

管 内

ブエノスアイレス

サンタクルース

アスンシオン

参考資料

1. 別送荷物について

(1) 通関手続

- ア ブエノスアイレス支部では移住センターから送付あったB/Lを夫々の移住者に手交するとともに、当該荷物を積載した船の到着日が判明次第、これを移住者に通知します。
- イ 移住者および受託者は旅券・B/Lを携行し、当該船の所属する船会社又は代理店に赴き別送荷物の受領に必要な手続を行い、本船到着後1週間以内にブエノスアイレス港税関倉庫に荷物の入庫を確認し、出頭の上通関手続をします。
- ウ 通関手続に際しては、いわゆる通関業者は必要ありません。
- エ これらの諸手続、通関には原則としてブエノスアイレス支部職員はタッチしません。しかし、受託者が同行できない場合は、移住者の依頼により職員が付添い、通訳等を必要に応じ行います。

(2) 通関状況

- ア 日本出発前、日常生活の用に供えていたもの以外は、一切課税の対象となるものと考えて下さい。また、仮りに日常生活に供えていたものであっても身分不相応に贅沢品と見做されるもの、または、新品については、税関吏の判断により査定価額に対し200%迄の税金が課せられます。
- イ 苗木、種子、植物類は多量でなければ問題はありませぬ。一応植物検査の制度はありますが、適用されることはほとんどありません。
- ウ 酒類、煙草、香水等は、一応数量に制限はありますが、多量でなければほとんど問題ありません。揚水用等発動機類、乗用車、トラック、ジープ等の車輛類は、新品、中古を問わず一切輸入禁止となっています。オートバイについても新車は輸入禁止です。
- エ 奢侈品、陶磁器類、電気機具、光学機械類、中古オートバイ等については、高額の税金が課されるのが常ですから(査定額の200%まで)必要不可欠なもの以外は携行しないよう充分注意する必要があります。
- オ 瀬戸物類、特に新品は数量により嚴重に審査します。
- カ ワイシャツ類、特定の衣料は多量であれば問題があります。但し、中古衣料は少々量が多くても問題がありません。
- キ 本人用宝石、時計は多量でなければ問題がありません。
- ク 日本食品類はほとんど問題ありません。
- ケ 税関吏によっては、規定をたてにチップを要求する者がありますが、拒否した場合、規定通りの多額の課税を付されることもありますので、ある程度のチップもやむを得ない場合もあります。
- コ 直営移住地入植者の場合移民局により、特に計画移住者としての取扱いが認められ、日亜移住固定に基き、米貨10,000\$迄の免税等の特典が認められています。(この場合に限り、車輛、トラック、農業機械等の携行無税通関が可能)またその後、公布された1969年1月21日付Decreto 194号の適用により、米貨30,000ペソ(米貨換算30,000\$)迄の無税通関が認められた例もあります。(但し、この場合車輛の持込は出来ませぬ)

何れにしても、これらの場合は、移民局宛 ケース バイ ケースに申請手続を必要とし、(手続はブエノスアイレス支部にて行う) 携行荷物の価額については、個々に在横浜亜国総領事の証明を必要とします。

(3) 通関に伴う必要書類

1. 旅券
2. B/L (船荷証券)
3. 別送荷物の申告 (入国当時空港の税関に申告パスポートに記入)
4. 通関依頼状 (第三者に依頼する場合には公証人の作成委任状が必要)
5. 鍵

(4) 通関に伴う経費

- ア ブエノスアイレス港には旧港と新港があり、税関は新港にあります。本船が旧港に入ると新港にある税関倉庫までの雑費が増えます。
- イ 荷物の陸揚げ、倉庫の搬出入経費は重量別、港別により若干異なります。
- ウ 検査場内人夫経費
検査場から出す時に若干必要です。

—ボリビア国—

サンタクルース支部

管内

サンタクルース

アスシオン

参考資料

I. 別送荷物について

(1) 一般事情

最近の通貨事情からUS\$が強くなり、航空輸送による携行荷物の制限等から出来るだけ現金携行が望ましい。

特殊な品物、例えば算盤、飯釜、引鋸等のような半永久的なものは携行した方が便利です。

一般日用品、農作業用具などは殆んど現地にて調達可能です(但し輸入品のため日本より割高)、船輸送は3~4ヶ月を要します。盗難の恐れもあることを念頭におく必要があります。

日本の代理店に現地までの経費を払込んでも実際には最寄りの港からボリビア、サンタクルスまでの輸送費、手続料を要求されており、茶箱一つにつきUS\$100~200を用意しておく必要があります。又、郵便による船舶別送は紛失事故が多いので利用しないで下さい。

(2) 船舶による別送荷物について

ア アリカ(チリー)経由の場合

別送荷物はアリカ港で陸揚げされ、コチャバンパの税関倉庫まで汽車で保税輸送されます。通関はチリー国境にあるコチャバンパで行なわれますが、その手続はサンタクルスとコチャバンパの通関業者に夫々依頼することになります。

移住者は荷物引取の際、コチャバンパ(サンタクルスから約500km)まで出向かねばなりません。

日本からアリカまでの運賃は日本で、アリカ以降の運賃、通関料その他諸経費は現地で支払います。

なお、ラパスでの免税手続は支部が行ないます。

イ ブエノスアイレス(アルゼンチン)経由の場合

別送荷物はブエノスアイレス港で陸揚げされ、アルゼンチン国境のポシト(週3便、約1カ月~2カ月を要す)経由サンタクルスまで保税汽車輸送されます。通関はサンタクルスで行なわれます。

ブエノスアイレスからの陸送運賃、諸掛り経費は取扱業者が立替、サンタクルスで精算します。

ウ 留意事項

(ア) 破損、盗難例が少なくないので予防のため木箱には鉄帯をかけ厳重に梱包して下さい。

(イ) 輸送、引取時の取扱い上の利便性から1個当りの重量を100Kgを超えないように荷造りして下さい。通常50~60Kg程度で、20~30Kgのものは盗難の恐れがあります。

(ウ) 荷物には大きく「Sauta Cruz - BOLIVIA」と明記して下さい。

(エ) B/Lと別送荷物明細書(在日ボリビア領事館の認証済みのもの)は船積後、移住センターからサンタクルス支部あて送付しますので支部と連絡の上、受領して下さい。

(オ) ブエノスアイレス港又はアリカ港での陸揚げ転送手続の際、B/Lに移住者本人が裏書きの上、旅券番号、交付官庁名、発行年月日を記入することにより旅券の提出に代えることになっていま

す。

エ 通関に伴う必要経費

- (ア) 倉庫料
- (イ) 通関業者手数料
- (ウ) 輸送料
- (エ) 荷物整理人夫賃
- (オ) 検査場内人夫経費(チップ)

夫々の所要経費については一定してません。

オ サンファン移住地入植者別送荷物の鉄道運賃等経費例

別送個数	8梱包	重量	526Kg	
ブエノスアイレス	………	ポシート		US\$ 90.00
ポシート	………	サンタクルース		US\$ 120.00
		計		US\$ 210.00

(約630,000円)

—パラグアイ国—

アスンシオン支部

管内

ア
ス
シ
オ
ン

参
考
資
料

1. 別送荷物（船舶）について

(1) エンカルナシオン通関の場合

- ア ブエノスアイレス港で陸揚げし、汽車で保税輸送されます。陸送のための諸手続、運送については、ブエノスアイレス支部が仲介し、VILLALONGA という通関、輸送、倉庫、梱包業務を行う業者に依頼します。
- イ ブエノスアイレス港には別送品専用倉庫があり、税関に提出した保税輸送申請により税関監督官が同乗し、ブエノスアイレス鉄道税関（サン・マルチン駅）にて許可を受け、ロデリコ・ラコリッソ駅から貨物積みの上、エンカルナシオンへ発送します。通常、本船入港後10～15日間でエンカルナシオンへ届きます。貨車は両扉開閉の大きな貨車なので3 m³～4 m³の木箱でも積載可能です。
- ウ 荷物が到着すると、事業団より移住者に通関日を通知し、事業団職員、移住者立会いのうえ、検査を受けます。

この検査で無税通関が決定すれば、直ちに引取り、入植地まで輸送できます。

(2) アスンシオン通関の場合

- ア ブエノスアイレス港で別の船に積み替え、ラプラタ川を上り、アスンシオン港まで運送されますが、アスンシオン税関での課税問題、盗難の恐れもあり、この経路はあまり利用されてません。
- イ アスンシオン港に荷物が到着すると、事業団より移住者に通関日を通知し、事業団職員・移住者立会いのうえ検査を受けます。

検査が終了すると、検査官は検査報告書を作成、この報告書は税関庁より大蔵省課税局に回付され査定されます。

無税が確定した場合は、免税指示書が大蔵省より税関庁に送付され、無税通関が確定します。

この後、荷物の引取り日が通関人から知らされ、移住者が引取り輸送することになります。これだけの手続を終え、荷物到着より引取りまでに要する日数は、最低20～30日を必要とします。

ただし、車輛及び重機械類の場合は、たとえそれが職業上必要なものであっても、大蔵省課税局で査定し免税適用が認定された場合は、大蔵大臣より大統領に進達され、統令公布によって始めて無税通税通関が確定します。

この手続きには2ヶ月程度を要し、いずれの場合も多額の倉庫料を必要とします。

(3) 通関に必要な書類

事業団扱い代理通関のための必要書類は次の通りですので、指示に従って提出して下さい。

ア 荷物の西文明細書

在日、パラグアイ国大使館が査証した荷物の内訳、数量、金額を記載したもの。

認証した西文明細書（CERTIFICADOと呼ばれます）は、移住者の引越荷物証明として通関をスムーズに行なう上で極めて重要な書類であり、もし、これがない場合高率の課税罰金がかかれると思わなければなりません。

イ B/L (船荷証券)

ブエノスアイレス港での陸送手続のため裏面に移住者のサイン及び旅券番号、交付官庁名、発行年月日を記入する。

ウ 別送荷物の申告

現地の通関をスムーズに行なうため、荷物明細書は正確かつ詳細に記入して下さい。

エ 旅券

外人登録に使用した後、事業団に提出して下さい。

オ 鍵

鍵 エンカルナシオン通関の場合は、B/Lには必ず次の

REMARK ; NOTA : DESCARGAR EN BUENOS AIRES "TRANSITO A ENCARNACION POR FERROCARRIL"

という文言が記入されてなければなりません。

(4) 陸送及び通関に要する経費実例 (エンカルナシオン通関の場合)

区 分	便 50. 11		50. 12		51. 1		備 考
	移住者 荷物 重量	A	B	A	A	B	
		1,408 Kg	84 Kg	1,045 Kg	1,682 Kg	335 Kg	
1. ブエノスアイレス分							
貨車運賃		6,200	1,300	18,900	11,900	2,800	ブエノス エンカルナシオン間
市内トラック運賃		10,600	2,800	15,100	24,700	5,300	
積降人夫賃		10,600	2,800	15,200	28,900	4,900	
通関手続諸経費		8,800	2,800	10,200	19,000	4,000	
通関人手数料		8,400	3,100	8,500	14,800	3,800	
計		44,600	12,800	67,900	99,300	20,800	
2. エンカルナシオン分							
市内トラック運賃		3,400	200	2,100	5,000	1,000	
積降人夫賃		5,600	300	5,200	4,000	800	
通関手続諸経費		26,400	1,600	19,600	27,500	5,500	
賦課金		6,300	400	3,300	10,100	2,000	
通関人手数料		11,200	700	11,900	9,900	2,000	
計		52,900	3,200	42,400	56,500	11,300	
3. アスンシオン分							
通関人手数料		5,600	300	6,000	5,000	1,000	免税許可取得等
合 計		103,100	16,300	116,300	160,800	33,100	

参 考 資 料

渡航関係専門用語

accompanied baggage = 携帯手荷物。持込み手荷物。旅客の搭乗する航空機と同一の航空機で運送される手荷物。→ **hand-carry baggage**。 **unchecked baggage**

adult fare = 大人旅客運賃。航空運賃の場合満12歳以上が対象となる。

affinity group charter = 類縁団体チャーター。旅行以外の目的をもって結成された団体が、格安な特別運賃の適用を受けて機材を借り切って実施するチャーター旅行。この場合、旅行参加者が、均等にチャーター料金を負担するほか、団体の会員数、会員の参加資格、旅行勧誘の方法などについて各種の規定が設けられている。

affinity group fare = **affinity group charter** (同項参照) に適用される特殊な団体割引運賃。旅行区間、団体構成人員数、その他の条件によって、割引率が異なる。

air carrier = 航空会社。航空運送事業所。 **airline** に同じ。

air consignment note = 航空機による運送貨物に対して発行される航空積荷運送状。荷主と運送業者間の契約を証明する書類。

air waybill ともいう。

air fare = 航空運賃。

airport tax = 空港税、出国税、 **airport embarkation tax**、 **airport service charge** などと、国によって名称は異なるが、通常、空港で出国旅客から徴収する税金。空港施設の改善、維持のため徴収する目的税の性格を持つものが大部分であるが、中には単に税収のためあるいは自国民の海外旅行制限のために高額の税を徴収している国もある。

allowance = 許容量。許容金額。 **Free baggage allowance** (追加料金を支払わなくても運送できる手荷物重量) や **travel allowance** (旅行用外貨持ち出し限度額) のように使われる。

arrival = 到着。空港、駅などの到着口。来訪外客。

arrival notice = (荷受人への) 貨物到着路

baby cot, baby crib = 幼児用寝台。

baby kit = 航空会社が幼児のために用意している食品その他の用品セット。

baggage = 手荷物。航空機で運ばれる旅客の携帯品。旅客と同一の航空機で運送される携帯手荷物と、別便で送る別送手荷物がある。

baggage allowance = 旅客が携帯する手荷物のうち無料で運送できる重量の限度。航空旅行の場合、現行の無料持込重量は、ファースト・クラス30Kg、エコノミー・クラス20Kg。

baggage check = 旅客が預けた荷物の運送について規定してあるチケットで、預かった証拠として航空会社が発行する。

baggage claim tag = 受託手荷物引替券。受託手荷物受領書。

baggage tag = 荷札。手荷物に所有者等を明らかにするために付けておく札。

B/L <Bill of Lading> = 船荷証券。船会社が託送貨物に対して発行する運送契約書で、受取り証の役割を持ち、指定の陸揚げ港で、それと引換えに貨物の引渡しを請求できる。

boarding pass = 搭乗券。乗船券。

bond = 保稅。

booking = ①予約 (お客のために座席、宿泊設備の割り当てを、前もって獲得しておくこと。

手荷物や貨物の場所、重量容積をとっておくこと)。②(乗車船券類の)発行。

cancel = 取り消す。名詞は cancellation。
通常, "XXL" の略号を用いる。

cargo = 貨物。

checked baggage = 受託手荷物。register ed baggage ともいう。

check-in = ①ホテル到着時に行なう宿泊手続き。②搭乗受付での搭乗手続き。

check-out = 支払を済ませて、宿泊ホテルを出発すること。

check-out time = 宿泊者が宿泊した部屋を明けわたす時刻。

child = 子供。小児。国際線の場合、満2歳以上、12歳未満をいう。

CIQ = Customs (税関), Immigration (出入国管理), Quarantine (検疫) の頭文字をとって、一語としたもので、出入国に際しての必要な検査、手続きおよびこれに当たる監督庁をあらわす。

connecting flight = 乗継ぎ便。出発地から到着地までの間に航空機を乗換える場合、その乗換え便のこと。

customs = 税関。

customs broker = 通関業者。税関貨物取扱業者。

customs clearance = 通関手続。

customs inspection = 税関検査。

deposit = (予約等の) 証拠金。保証金。供託金。内金。

destination = 目的地。

direct flight = 直行便。出発地から目的地までの間に途中寄航地(経由地)がある場合でも、他の航空機への乗換えを必要なく、目的地まで、同一機で行ける航空便。

discount = 割引き。

disembarkation = 降機。入国。入港。上陸。

duty-free articles = 免税品。Duty free goods と同じ。

duty-free shop = 免税物品販売店。

E/D Card <Embarkation/Disembarkation Card> = 出入国記録カード。政府が出入国する旅客を管理するために記入・提出を要求している書類。ICAO は標準的記載事項を定めているが、国によって大きさ、記載事項、フォームが異なる。

endorse = 裏書きする。名詞は endorsement。

entry formalities = 入国手続き。

entry visa = 入国査証。

ETA <Estimated Time Arrival> = 到着予定時刻。

ETD <Estimated Time of Departure> = 出発予定時刻。

excess baggage <excess weight baggage> = 無料手荷物許容重量を超過した手荷物。

expire = 失効する。航空券や旅券などの有効期限が切れて無効になること。

extra bed = 追加して部屋に入れる寝台。

flight = (航空機の) 便。飛行。

flight coupon = 搭乗用片。航空券の一部で、運送が行なわれる特定の地点が明記されている。

flight number = (航空機の) 便名、番号。

free baggage allowance = 無料手荷物許容量。

freight = 貨物運送。運送料。船荷。

gate = 搭乗口。門。gate pass (搭乗パス), gate lounge (空港内の旅客集合室)。

gate number = 搭乗(入)口番号。

hand-carry baggage = 携帯手荷物。hand baggage, accompanied baggage ともいう。

handling fee = 取扱い手数料。

IATA <International Air Transport Association> = 国際航空運送協会。

I C A O の参加政府によって認可された定期航空輸送企業の加盟する民間組織団体で、本部をモントリオールとジュネーブに置き、国際線定期航空会社を正会員、国内線キャリアを準会員とする。1975年1月14日現在、加盟会員は112社(正=88, 準=24)。協会は①航空運賃の審議決定, ②運賃精算業務を主たる目的とし、これを行なう機関として“運送会議”を設置、運営している。

infant = 幼児。国際線の場合、2歳未満をいう。

international certificate of vaccination = 国際予防接種証明書。health card, immunization card, shot record, vaccination card, yellow book, yellow card などともいう。

international date line = 国際日付変更線。

international driving permit = 国際運転免許証。

International Health Regulations = 国際保健規則。WHO (世界保健機構) が伝染病その他の取り扱いについて定めた国際的な規則。

issue wire = 発券依頼電報。→ P T A

local currency = 現地通貨。

local time = 現地時間。

lost and found office = 遺失物取扱所。

L T <Letter Telegram> = 書信電報。配達日翌日まわしになるなど、サービス面でおとるが、料金は普通電報の2分の1。

overnight bag = 小旅行用かばん。航空会社あるいは旅行業者が、利用客または宣伝用に作っているカバンがこのタイプ。

passenger = 乗客。船客。

passport = 旅券。

personal effects = 身の回り品。旅行者が旅行中に個人的に使用する衣類、化粧品、装備品

等の物品で、各国とも免税輸入を認めるのが普通である。

personal history = 履歴書。

policy = 保険証書。

P T A <Prepaid Ticket Advice> = 一種の運賃送金手段。ある地にいる人が、他の地にいる人のために、あらかじめ支払いを行ない、他の地においてその人のために航空券を発行するよう通知すること。

quarantine = 検疫。

rate = 各種の運賃。料金。率。

reconfirmation = (座席等の予約の)再確認。

re-entry = 再入国。

refreshment = 軽い飲物。

refund = 払い戻し。

re-entry permit = 再入国許可書。日本を出国した外国人が、再入国する場合に必要とする。

reservation = 予約。

reservation status = 予約状況。OK (コンファーム), R Q (リクエスト), OPEN などがある。

rooming list = 部屋割り表。

room service = ホテルの客室に、お客の要望で飲み物や食事を届ける係、またはホテルの部屋でとる食事のこと。

R Q <Request> = 座席を予約中でまだ結果がわからない状態、または満席でwaiting list に名前を記入して空席待ちの状態。

R T <Round Trip> = 往復旅行。出発地と帰着地が同じで、往路と復路の同一経路の旅程、または、往路と復路の経路は異なるが、両路とも同一の運賃が使用できる旅程の旅程のこと。

seating chart = 座席配置図。

tariff = 各種の料金表。関税表。税率表。

tax-free = 免税の。無税の。免税店は "tax free shop"。

Telex <Telegraph-Exchange> = 加入電信。ダイヤルを回して相手呼び出し、テレタイプをたたいて送信するシステム。

temporary importation paper = 一時輸入証明書。旅行者が旅行中使用する目的で、物品を一時的に他国へ持ち込む際、関税に税金または保証金を支払わないですますための手続書類。

temporary visitor = 一時訪問客。

through check (baggage) = 途中乗継ぎがあっても、手荷物を出発地から目的地まで通して航空会社に預託運送すること。

through fare = 通し運賃。

through flight = (航空機の) 直行便。

ticket = 乗車券類。航空券。発券業務(特に航空券の)を "ticketing" という。

ticketing time limit = チケッティング時刻制限。航空券購入制限。座席予約との関係で、航空券を購入しなければならない時限のこと。所定の時刻 (minimum ticketing time limit) を過ぎると、航空会社は、その座席予約を取消すことになる。

time difference = 時差。

transfer = 乗り換え。移送(する)。旅行者の発着地点(港、空港、駅など)とホテル間の送迎サービスを transfer service という。

transient = 短期滞在の。短期滞在客。短期滞在客用のホテルを "transient hotel" という。

transit area = 通過区域。空港で乗り継ぎをする貨客のために設けられている区域。

transit passenger = 通過旅客。通過客。

transit visa = 通過査証。

Transpacific = 太平洋経由。

travel agent = 旅行業者。

travel documents = 旅行用書類。

traveler's check (TC) = 旅行者用小切手。わが国では現在、ドル、ポンド、マルク、円のTCが発行されている。

triple bedded room = 3人が宿泊できる寝台のある部屋。

T/T <Telegraphic Transfer> = 電信為替による送金法。電報料は依頼者払いとなる。

unaccompanied baggage = 別送荷物。(俗にアナカンという)。

unchecked baggage = 携帯手荷物。機内持込み手荷物。

vaccination = 予防接種。ワクチン注射。

vaccination certificate = 予防注射済証明書。

validate = 旅客の航空券、MCO、超過手荷物切符等が正式に航空会社によって発行されたことを示すために、これらの証票に手書きまたは押印することをいう。

validation stamp = 航空券に押印するスタンプのこと。航空券の発行会社名、地名、発行年月日等が刻印されており、このスタンプが押印されていないと航空券は有効とは認められない。validator, validating stamp と同義。

valid passport = 有効な旅券。

valuables = 貴重品。

valuation charge = 従価料金。航空機運送の場合、airwaybill に申告した物品の価格を基礎として算出した料金をいう。高価貨物に適用。

via = ~経由。

VIP <Very Important Person> = 重要人物。

visa = 査証。

visa exempt = 査証免除。

visitor = 訪問客。外国人観光客。一般的には

外国人観光客を意味する語として使用されている。→ temporary visitor

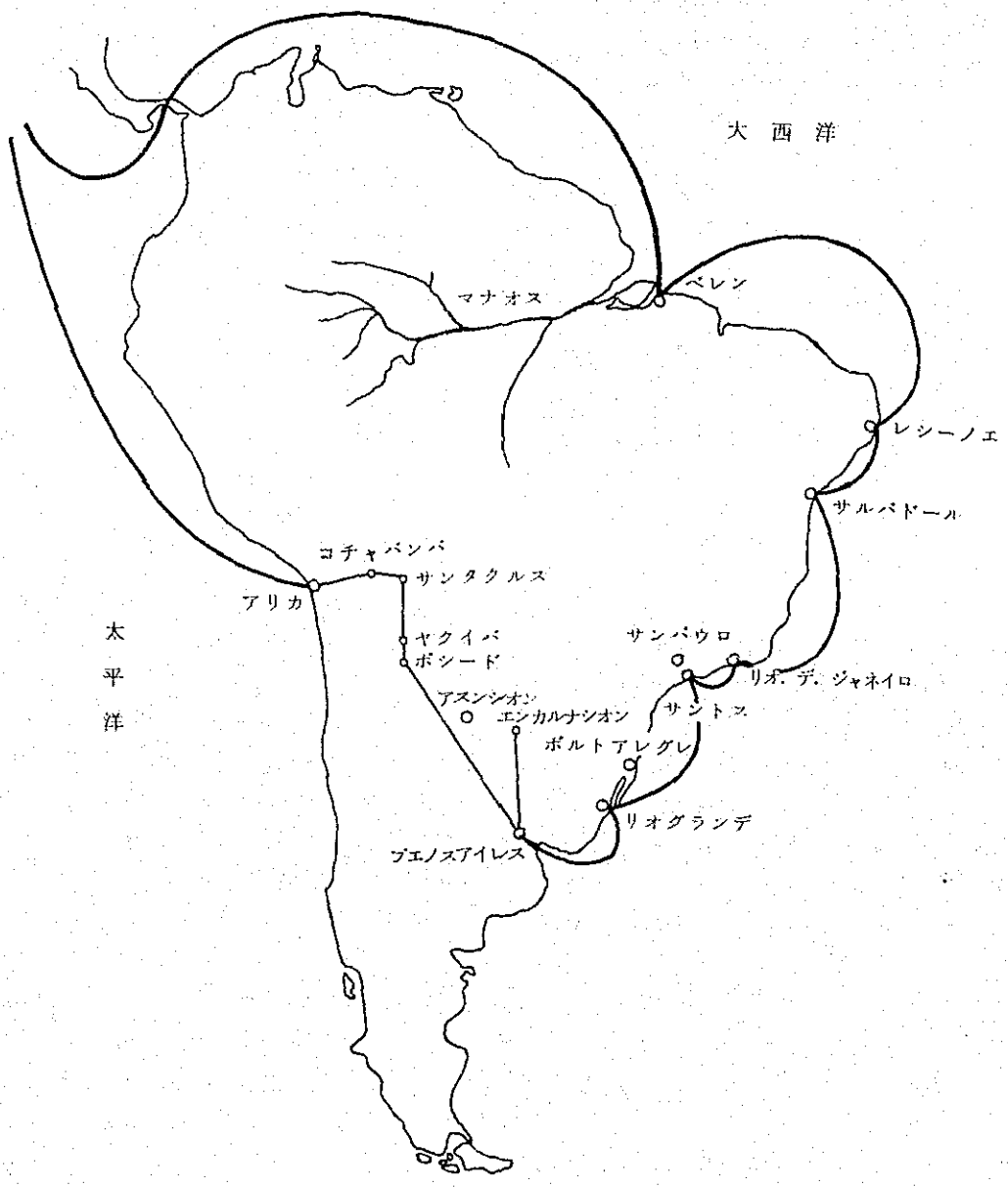
void = 無効。廃札。

voucher = 証明書。保証書。その他各種証票またはそれを入れる袋。また旅行の場合にはホテル宿泊、バス輸送、食事などのサービス提供の引換えに旅行業者（ツアーオペレーター）が発行するクーポンのことをいう。

（TRAVEL AGENT MANUAL 1976

より抜すい）

別送荷物（船舶）輸送経路



外国郵便料金表

● 通常郵便物の料金 (船便)

種類	重量	料金
書状	20gまで	90円(160円)
	50gまで	160円(140円)
	100gまで	220円(140円)
	250gまで	430円(260円)
	500gまで	830円(500円)
	2kgまで	2,340円(1,400円)
郵便はがき		60円(40円)
	50gまで	50円
印刷物 その他	100gまで	70円
	250gまで	100円
	500gまで	150円
	1kgまで	200円
	2kgまで	600円
	2kgを超える1kgまでごとに	300円増
小包郵便物	100gまで	110円
	250gまで	200円
	500gまで	370円
	1kgまで	610円
	2kgまで	990円
	2kgを超える1kgまでごとに	380円増
価格表記状	100gまで	520円
	250gまで	730円
	500gまで	1,130円
	1kgまで	1,740円
	2kgまで	2,640円

(注) 1. 印刷物は、アジア・オセアニア郵便協会の加盟国(オーストラリア、中華人民共和国、韓国、インド、インドネシア、タイ、スリランカ、フィリピン及びタイ)に於ける現地に限り、

● 小包郵便物の料金

種類	宛先	重量	料金
小包	第1地域	1.500g	250円
	第2地域	1.600g	350円
	第3地域	1.750g	450円
	第4地域	2.000g	600円
	第5地域	2.100g	700円
	第6地域	2.000g	700円
	第7地域	1.950g	700円
	第8地域	2.200g	700円
	第9地域	2.600g	1,200円
	第10地域	2.400g	1,050円
特約	フィリピン	1,300g	300円
小包	ボネ	1,800g	750円
小包	カナダ	1,750g	700円
小包	南アフリカ	2,550g	1,300円

(注) 1. 諸国に、島嶼及び、60cmを超えるもの又は長さ、高さ以外の形に於ては、郵便物の寸法に20cm以上をこえるものとして、郵便物の料金は算定されます。また、郵便物の重量は、郵便物の重量に算入されます。2. 各郵便に課せられる郵便物の郵便物については、郵便物の重量に算入されません。

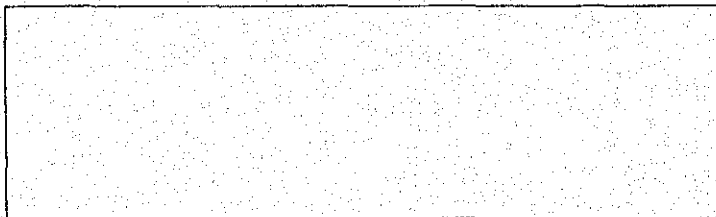
● 通常郵便物の料金 (航空便)

種類	重量	第1地域	第2地域	第3地域
書状	10gまで	100円	120円	140円
	10gを超える10gまでごとに	60円増	80円増	100円増
郵便はがき		70円	80円	90円
	20gまで	70円	80円	90円
印刷物 点字郵便物	20gを超える20gまでごとに	40円増	50円増	60円増
	80gまで	190円	230円	270円
小包郵便物	80gを超える20gまでごとに	40円増	50円増	60円増
	10gまで	400円	470円	440円
価格表記状	10gを超える10gまでごとに	60円増	80円増	100円増
	航空書状	郵便料込み 100円均一		

● 主な特殊取扱いの料金

種類	通常郵便物	特別取扱い
書状	300円	—
郵便はがき	250円	300円
印刷物	200円	200円
小包郵便物	200円	200円
価格表記状	郵便料24,000円(200フラン)又はその増額ごとに	郵便料24,000円(200フラン)まで 350円
	郵便料24,000円(200フラン)を超え、4,624,000円又はその増額ごとに	50円増

海外移住のご相談は……



国際協力事業団

〒160 東京都新宿区西新宿2-1 (新宿三井ビル内)

電話 03 (346) 5375

